平成２２年（フ）第７２号
京都府舞鶴市字女布817番地の２
破産者　清原　和子
１　決定年月日　平成23年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第４６４号
秋田市新屋松美町７番14号
破産者　鈴木　秀夫
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７５号
福島県双葉郡富岡町字夜の森北１丁目71番地
破産者　山田　勝雄
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第３４号
千葉県山武郡大網白里町仏島26番地　シェポルM―102
破産者　森岡　治一
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第３５号
千葉県山武郡大網白里町仏島26番地　シェポルM―102
破産者　森岡　由美
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５０３号
横浜市中区伊勢佐木町５丁目130番地２　伊勢佐木町セントラルヒルズ503号室、開始決定時の住所横浜市中区曙町１丁目３番地　伊勢佐木ハイタウン218号
破産者　長瀬　忠昭
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２８号
横浜市緑区中山町822番地13
破産者　飯田　貴志
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５１号
神奈川県小田原市永塚328番地　テラスサンライズ２番館101
破産者　宮戸あけみ
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４３４号
静岡県沼津市我入道林町491番地の３
破産者　竹内　朋子
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５３１号
静岡県御殿場市永塚59番地の１
破産者　渡辺　靖文
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２７号
兵庫県洲本市五色町都志万歳520番地２、事業所所在地兵庫県洲本市五色町都志万歳622―２
破産者　川崎建材店こと　川崎　正敏
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第１号
兵庫県南あわじ市市青木298番地１
破産者　中村　正一
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１５号
和歌山県田辺市南新万20番20号
破産者　安達活代子
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１２３６号
広島市佐伯区美鈴が丘東３丁目８番17号
破産者　出村　文隆
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２８号
山口県下関市椋野上町１番23号
破産者　田口　耕三
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

免責許可決定

平成２３年（フ）第１７８号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目12番地　瑞穂野市営住宅31号棟25号室
破産者　菊地　　弘
１　決定年月日　平成23年６月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７９号
栃木県河内郡上三川町大字上神主231番地２
破産者　稲葉　正男
１　決定年月日　平成23年６月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８０号
栃木県栃木市薗部町２丁目20番15号　ユーミーリシェス402号
破産者　田中　一之
１　決定年月日　平成23年６月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８２号
栃木県鹿沼市千渡2299番地２　グレース・コーポ205号
破産者　日之西美香
１　決定年月日　平成23年６月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８８号
埼玉県さいたま市吉敷町３丁目131番地２、開始決定時の住所栃木県宇都宮市野沢町441番地８
破産者　唐原　　昇
１　決定年月日　平成23年６月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８９号
埼玉県さいたま市吉敷町３丁目131番地２、開始決定時の住所栃木県宇都宮市野沢町441番地８
破産者　唐原　君江
１　決定年月日　平成23年６月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係